

新型コロナウイルスに関する注意喚起

(その20: 公衆衛生庁からの一般的勧告／スウェーデンへの入国禁止の再延長)

令和2年6月12日

【ポイント】

- 6月11日、公衆衛生庁は、国内旅行の制限解除に伴い、改めて新型コロナウイルス感染拡大防止のために個人が取るべき対策等についての一般的な勧告を発出しました。これには、旅行における移動手段の他、普段の生活、働き方や通勤等に関する注意事項が含まれています。
- 6月12日、スウェーデン政府は、スウェーデンへの入国の一時的禁止措置を6月30日まで延長することを決定しました。

【本文】

1 公衆衛生庁の勧告では、旅行の際は、座席を予約することができない公共交通機関等の使用は避けるべきとされており、また、徒歩や自転車等の使用が推奨されています。また、交通機関を使用する際には、社会的距離を保つとともに、交通機関の指示に従うこととされています。

その他、例えば以下のような個人や事業主等が取るべき具体的な対策が記載されています。

- ・店舗、ショッピングセンター、美術館、図書館、待合室等の人が集まる場所では距離をとること。
- ・冠婚葬祭等の比較的規模の大きい会合への参加を自粛すること。
- ・雇用者は、できる限り被雇用者等のソーシャルディスタンス、自宅での勤務を確保し、また、ラッシュ時の通勤を避けるため勤務時間を調整すること。
- ・スポーツ活動の運営者は、できる限り活動は屋外で実施し、混雑する状況を避けること。

<https://www.folkhalsomyndigheten.se/nyheter-och-press/nyhetsarkiv/2020/juni/nya-allmanna-rad-infor-sommarens-resor/>(スウェーデン語)

https://www.folkhalsomyndigheten.se/globalassets/publicerat-material/foreskrifter/konsoliderade/hslf-fs_2020_12.pdf(スウェーデン語)

上記の勧告は4月1日に発出された勧告から実質的に大きな変化はありません(領事メール「その13:公衆衛生庁からの新たな一般的勧告等」をご参照ください)。公衆衛生庁は、感染拡大防止のために、引き続き、体調不良の場合は自宅に留まる、手を洗う、混雑を避ける等の勧告に従うように呼びかけています。

スウェーデン公衆衛生庁:新型コロナウイルスに関するQ&A(英語)

<https://www.folkhalsomyndigheten.se/the-public-health-agency-of-sweden/communicable-disease-control/covid-19/>

3 スウェーデン政府は、3月17日、EUからの勧告に基づきEU加盟国等以外からスウェーデンへの不要不急な入国を一時的に禁止することを決定しました。その後、同措置は6月15日まで延長されていましたが、今般、6月30日まで再度延長されることになりました。ただし、これまでと同様、スウェーデン国籍者や滞在許可保持者等は入国可能とされています。

<https://www.government.se/press-releases/2020/06/extension-of-temporary-entry-ban-to-the-eu-via-sweden-due-to-covid-19/> (プレスリリース:英語)

<https://www.government.se/articles/2020/04/faqs--entry-to-the-eu-via-sweden-banned/>
(渡航制限に関するQ&A:英語)

4 日本へのご帰国を予定されている方は、フライト等が刻々と変更されていますので、各航空会社等から最新の情報をご確認ください。また、日本入国の際の措置は6月末まで延長されていますのでご注意ください。

日本到着後の待機場所や移動手段については、以下のリンクを参照願います。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkiyou_00001.html#Q4-1

スウェーデンに渡航・滞在中の皆様におかれましては、引き続き手洗い・うがいを励行し、咳エチケットの徹底をはかるとともに、人混みを避けるなど、基本的な感染予防対策に努めてください。特に外出先から戻ったときなどには、石けんを使った手洗いを励行するとともに、必要に応じエタノール系消毒液なども併用してください。新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館まで御一報願います。

これまでに在スウェーデン大使館から発出した新型コロナウイルスに関する領事メールは当館HPに掲載しています。本領事メール以外にも、各種留意事項についてご確認ください。

- スウェーデン外務省(渡航制限)

<https://www.regeringen.se/uds-reseinformation/ud-avrader/>

- 世界保健機関 (WHO)

<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

- 1177番(スウェーデン医療相談窓口兼医療情報ウェブサイト)

<https://www.1177.se/sjukdomar--besvar/infektioner/ovanliga-infektioner/covid-19-coronavirus/>

- 厚生労働省

- 新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

- 感染症情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekka-kansenshou/index.html

- LINE公式アカウントQRコードページ

<https://lin.ee/qZZIxWA>

- 法務省:新型コロナウイルス関係

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

- 外務省:新型コロナウイルス(日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限)

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

(日本への入国に係る検疫措置に関する問い合わせ)

+81-(0)3-3595-2176 (日本語, 英語, 中国語, 韓国語に対応)

(その他の問い合わせ先)

在スウェーデン日本国大使館

TEL: +46-(0)8-5793-5300 (閉館時は緊急電話対応業者につながります)

FAX: +46-(0)8-661-8820

H P: <http://www.se.emb-japan.go.jp>